

# 大館市耐震改修促進計画 (第3期計画)



令和3年4月

大館市

# 大館市耐震改修促進計画

## 目 次

はじめに	1
第1 計画の位置付け	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2 大館市で想定される地震の規模及び被害の状況	2
1 大館市で想定される地震	3
2 被害想定対象地区	3
3 被害想定結果	3
第3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1 住宅の耐震化の現状と目標設定	5
2 市有建築物の耐震化の現状と目標の設定	6
第4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	8
1 耐震化促進に係る基本的な取組方針	8
2 耐震化の促進を図るための支援策	8
3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備	8
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	8
5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	8
6 重点的に耐震化すべき区域の設定	9
第5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	10
1 地震防災マップの作成・公表及び活用	10
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	10
3 リフォームに合わせた耐震改修の誘導	10
4 家具の転倒防止策の推進	10
5 町内会等との連携	10
資料編	11

## はじめに

平成7年に発生した阪神・淡路大震災により、多くの被害が生じ、多数の人命が犠牲となったこと、また、昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法<sup>※1</sup>」以前の建築物の被害が顕著であったことから、国民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」（平成7年法律第123号）が制定されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震や平成20年6月の岩手・宮城内陸地震の発生、また、平成23年3月には東日本大震災が発生し、巨大な地震・津波により戦後最も人命が失われる災害となり、東日本全体が甚大な被害を受けました。今後も、東海地震や南海地震、首都直下地震の発生の切迫性が指摘されており、我が国において大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。ひとたびそれらの大地震が発生すると、被害は甚大なものになると想定されています。

そこで国は、大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、「耐震改修促進法」を改正（平成25年5月29日公布、平成25年11月25日施行）しました。この改正により、新たに不特定多数の者や避難弱者が利用する大規模な建築物に対して耐震診断が義務化されたほか、都道府県による耐震改修促進計画について新たな方針が定められました。

この耐震改修促進法の改正を受けて、秋田県では平成19年3月に「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を策定し、耐震化の促進を行っています。

本市においても、平成21年7月に「大館市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、平成21年度から令和2年度までの12年間に次のような取り組みを実施してきました。

### 【これまでの主な取り組み】

#### ①木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助を実施しました。（平成22年度～令和2年度）

#### ②公共建築物の耐震診断及び耐震改修事業

災害時の拠点施設や避難所・学校施設等の公共施設について、耐震診断及び耐震改修を実施しました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 耐震改修、建替え等により、地震に対する安全性が確認された状態。

## 第1 計画の位置付け

### 1. 計画策定の目的

本計画は、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人身被害及び物的被害を防止・軽減させることを目的として、既存の住宅・建築物の耐震化及び建築物周辺の構造物の安全確保の促進を図ることを目的とした計画です。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針に基づき策定された県促進計画を勘案し、災害対策基本法第42条に基づく「大館市地域防災計画」との整合をはかり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条第1項に基づき策定しています。

### 3. 計画の期間

第3期計画は令和3年度から令和7年度まで（5箇年）です。なお、必要に応じて期間や計画内容を見直すものとします。

## 第2 大館市で想定される地震の規模及び被害の状況

### 1 大館市で想定される地震

大館市地域防災計画（平成27年1月見直し）により、県による想定地震のうち、大館市において最大震度が6弱以上のものは以下の3つです。

#### 【1. 花輪東断層帯モデル】

鹿角市の花輪盆地の東縁に分布する活断層帯で発生したマグニチュード7.0の地震をモデルとし、断層の長さ20.0km、断層の幅20.0km、断層上端の深さ3.0km、本市最大震度6弱と想定しました。

#### 【2. 海域 A+B 連動地震】秋田県独自の震源モデル

日本海東縁部プレート境界の地震を想定し、海域 A と海域 B が連動し起こった場合を想定したマグニチュード8.5の地震をモデルとし、断層の長さ270km、断層の幅105km、本市最大震度6弱と想定しました。

#### 【3・海域 A+B+C 連動地震】秋田県独自の震源モデル

日本海東縁部プレート境界の地震を想定し、海域 A+B、さらに海域 C が連動し起こった場合を想定したマグニチュード8.7の地震をモデルとし、断層の長さ350km、断層の幅135km、本市最大震度6弱と想定しました。

想定地震の位置は次のとおりです。

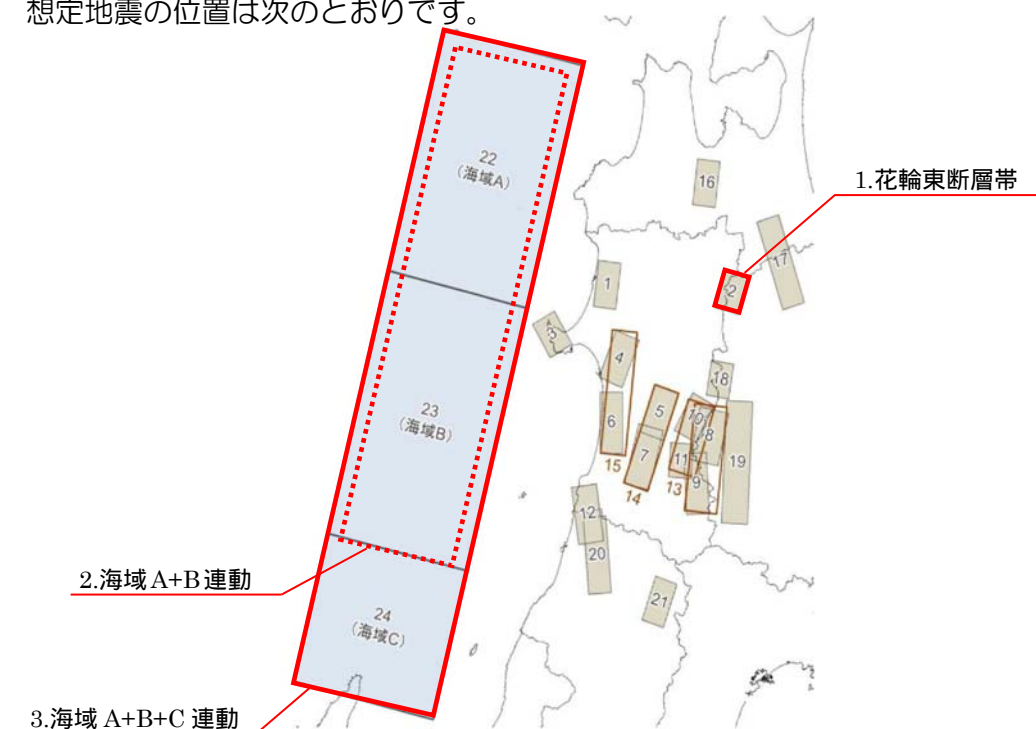


図 1-1

## 2 被害想定対象地区

先に想定した地震の規模及び地震により被害想定対象地域を大館市全域とします。

## 3 被害想定結果

### 3-1 建築物被害の予測

建築物の被害は、震動による被害を予測しました。

表 1-1 建築物被害予測

(単位：棟)

項目	想定地震	花輪東断層	海城 A+B 連動	海城 A+B+C 連動
	全壊棟数	夏	57	111
	冬	59	128	145
半壊棟数	夏	116	1,574	1,590
	冬	122	1,564	1,601
炎上出火件数	夏の日中 10 時	0	0	0
	冬の深夜 2 時	0	0	0
	冬の夕方 18 時	0	1	36
焼失棟数	夏の日中 10 時	0	0	0
	冬の深夜 2 時	0	0	0
	冬の夕方 18 時	0	36	36

現状棟数：45,791（平成 24 年度の棟数）

### 3-2 人的被害の予測

居住人口（74,175人※）を対象として以下の人的被害を予測しました。

※平成27年国勢調査

表1-2 人的被害予測 (単位：人)

項目		想定地震		
		花輪東断層	海域 A+B 連動	海域 A+B+C 連動
死者数	夏の日中 10時	0	0	0
	冬の深夜 2時	0	1	2
	冬の夕方 18時	0	2	2
負傷者数	夏の日中 10時	13	136	139
	冬の深夜 2時	18	219	225
	冬の夕方 18時	15	166	171
うち重症者数	夏の日中 10時	0	0	1
	冬の深夜 2時	0	1	2
	冬の夕方 18時	0	1	2

表1-3 避難者数予測 (単位：人)

項目		想定地震		
		花輪東断層	海域 A+B 連動	海域 A+B+C 連動
夏の日中 10時	1日後	382	2,637	3,766
	4日後	466	3,154	4,624
	1ヶ月後	106	924	930
冬の深夜 2時	1日後	431	3,338	4,466
	4日後	513	3,847	5,310
	1ヶ月後	160	1,653	1,673
冬の夕方 18時	1日後	431	3,370	4,497
	4日後	513	3,879	5,340
	1ヶ月後	160	1,689	1,709

#### ☆人的被害の定義

死：地震の震動による建造物の倒壊に伴う圧死など、地震による直接的な影響による死者。（避難所で体調を崩しての病死などは含まない。）

重傷者：入院が必要とされる程度の負傷者

軽傷者：入院は必要としない程度の負傷者（実際に病院で手当を受けるのはこのうち3割）

被災者：地震によって住居を失う者。または住居を大破、焼失する者。

避難者：地震によって住居に被害を受け、避難所に避難する市民。

### 第3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

#### 1 住宅の耐震化の現状と目標設定

平成30年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）及び国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、市内の住宅の耐震化の状況は表2-1のとおりとなり、住宅総数28,170戸（居住世帯）のうち、23,564戸（約83.6%）が耐震性を有していると推計※されます。

令和2年度時点での耐震化率80%を目標としてきており、83.6%と目標を達成することができております。

本市では、想定地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため、耐震性を有する住宅を5年後（令和7年度末）までに95.0%とすることを目標とし、適切な助言・指導を行い、住宅の耐震化の促進に努めます。

表2-1 住宅の耐震化の現状

推計年	総戸数 (A)		新耐震基準 (B)	旧耐震基準 (C)	診断で○ (C)×(D)	改修済 (E)	耐震化率
	住宅全体						
H30	住宅全体	28,170	18,182	9,988	4,971	411	83.6%
	戸建て木造	23,050	13,792	9,258	4,630	407	81.7%
	戸建て非木造	490	313	177	98	2	84.2%
	共同木造	2,220	1,824	396	131	1	88.1%
	共同非木造	2,410	2,254	156	113	1	98.2%

（平成30年住宅・土地統計調査等により推計）

表2-2 住宅の耐震化の耐震化率の現状と目標値

項目	平成30年度現状	令和7年度目標
耐震化率	83.6%	95.0%

（平成30年住宅・土地統計調査等により推計）

#### 【国・県の目標値】

国の目標値－95%（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 H28.3.25 改定）

県の目標値－95%（秋田県耐震改修促進計画 第3期計画）

#### ※ 推計について

平成30年度末の住宅総数は、以下の資料を基に推計した。

資料：・平成30年住宅・土地統計調査（7-3表、10-1表、171-4表、178-3表、166-3表）

・平成25年住宅・土地統計調査（国100表、62表、国91表、58表）

・平成20年住宅・土地統計調査（国22表、46表、国76表、42表）

## 2 市有建築物の耐震化の現状と目標の設定

耐震改修促進法では学校・体育館・病院・劇場・集会場など多数の者が利用する建築物で一定の規模以上のもの（以下本計画における特定建築物という。）は耐震化に努めるよう規定しています。（表 2-5 参照）

市の所有する建築物のうち、学校・体育館・庁舎・市営住宅などの特定建築物については、現状調査及び国における耐震化の状況を参考とした場合、令和2年度末現在、耐震化の現状は表2-3のとおりとなり、学校の耐震化は、100.0%、庁舎は75.0%、市営住宅は100.0%などで、総数73棟のうち、72棟（約98.6%）が耐震性を有しています。

市有建築物は、災害時において避難所や災害対策拠点として活用されるため、耐震性を有する特定建築物を令和7年度末までに100%とすることを目標とし、財政状況を勘案しながら耐震化を進めていきます。

なお、市所有の特定建築物に当たらない施設についても平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点といった用途等になり得ることを考慮し、必要に応じて耐震化を図ります。

表2-3 市有特定建築物の現状

区 分	特定建築物数 A	S55以前の建物		S56以降の建物 C	耐震性 有 建築物数 B+C=	耐震化率 (R2年度)	耐震化率 (R7年度)
			内、耐震性 有 B				
学校	42	27	27	15	42	100.0%	100.0%
病院	2	0	0	2	2	100.0%	100.0%
公民館	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
庁舎	4	3	2	1	3	75.0%	100.0%
市営住宅	10	2	2	8	10	100.0%	100.0%
その他	15	6	6	9	15	100.0%	100.0%
計	73	38	37	35	72	98.6%	100.0%

（令和3年3月現在）

表2-4 市有特定建築物の耐震化率の現状と目標値

項 目	令和2年度現状	令和7年度目標
耐震化率	98.6%	100%

（令和3年3月現在）

県の目標 95%（秋田県耐震改修促進計画 第3期計画）



表 2-5 耐震改修促進法における規制対象一覧（義務付け対象は旧耐震建築物）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物※詳細は資料編参照		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵処理するすべての建築物	500 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

□：本計画における市有特定建築物

□：要緊急安全確認大規模建築物

## 第4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

### 1 耐震化促進に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本市は、国や県と共に、こうした所有者等の取組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を促進するため、負担軽減の制度の構築や環境の整備等の必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

### 2 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することになりますが、耐震診断及び耐震改修に必要な費用の負担が耐震化の促進にあたっての阻害要因となっていると考えられます。

また、木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の普及に努め、木造住宅の耐震化の促進に取り組みます。

更に、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化が図られるよう、補助制度の創設に努め、秋田県と共に必要な指導及び助言を行っていきます。

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・大規模空間を持つ建築物の天井等の落下防止、外装タイルの剥落、看板等工作物の破損落下による被害対策、エレベーターの安全対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策について、建築物所有者等に情報提供を行い、日常の点検の重要性を啓発していきます。

更に、歩行者の安全を守るために、倒壊の危険があるブロック塀等の解体の補助制度の普及に努め、道路の安全性確保を促進していきます。

### 5 避難路沿道等の安全確保の促進

平成31年1月1日に建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第323号。以下「改正令」という。）等が施行され、避難路の沿道にある一定の要件を満たす組積造の塀（いわゆるブロック塀等）については、地方公共団体が耐震改修促進計画（以下「計画」という。）に当該避難路を位置付けることにより、要安全確認計画記載建築物として所有者に耐震診断を義務付けられました。

今後、地域防災計画等に位置付けられた避難路沿道等の状況把握を行い、災害発生時の避難路沿道等の安全確保を促進します。

### 6 優先的に安全確保すべき建築物及び工作物の設定

次の建築物を早期に安全確保を図るよう努めます。

- (1) 大館市地域防災計画に指定された防災拠点施設及び避難施設
- (2) 文教施設
- (3) 大館市地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物
- (4) 昭和56年5月以前に建てられた木造戸建住宅
- (5) 避難路沿道等にある建築物に付随する危険ブロック塀

## 7 重点的に耐震化すべき区域の設定

建築物が地震により倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難や、避難者への緊急輸送物資の輸送等を困難とすることが考えられます。そのため、大館市地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の区域を重点的に耐震化すべき区域として指定します。特に、人口集中区域内（平成27年国勢調査）の第1次緊急輸送道路沿道の建築物を早期に耐震化を図るように努めます。

- 第1次緊急輸送道路 一般国道7号線  
一般国道103号線  
市道大町山館線
- 第2次緊急輸送道路 一般国道285号線  
一般県道大館十和田湖線

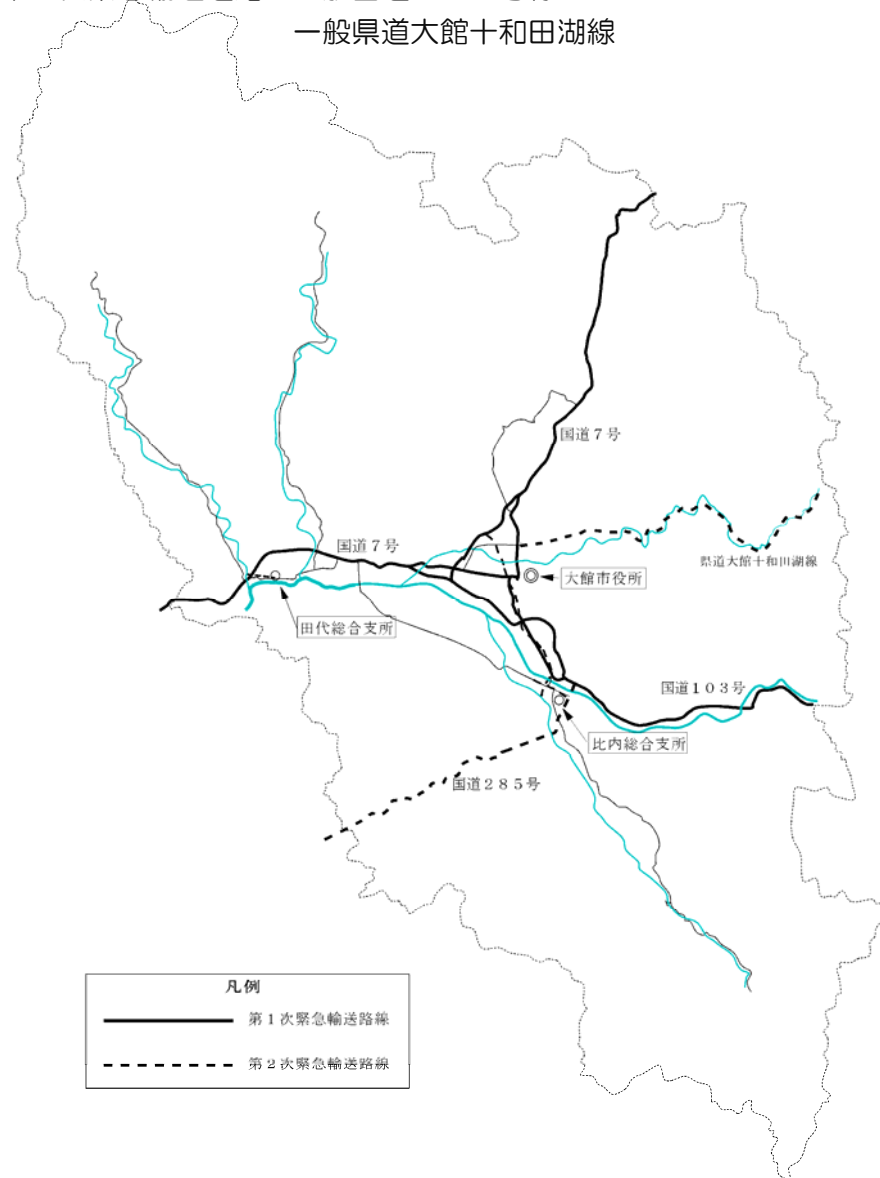


図6-1 緊急輸送道路

## 第5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）の作成し公表しています。

また、県は平成25年8月に「秋田県地震被害想定調査」報告書を作成し、県内全域を対象として、全27パターンの地震を想定しています。その際作成した震度分布図や液状化危険度分布図等を地域防災マップとして位置づけ、公表するなどにより市民に情報提供を行い、自身に対する安全性向上に関する知識の普及を図って行きます。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市民が耐震化に関する相談や簡易な耐震診断法の説明を受けられる耐震相談窓口を設置し、「誰でもできるわが家の耐震診断」（日本建築防災協会）等の簡易な耐震診断方法の配布や、市ホームページの掲載に努め、市民の防災意識の向上に努めます。

### 3 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで費用面でのメリットがあります。

しかし、これまでリフォームと併せて耐震工事が行われることはほとんどありませんでした。そのため、市のリフォーム相談窓口において、市民だけでなく施工業者等にも耐震改修情報提供を行い、意識の啓発に努めます。

### 4 家具の転倒防止策の推進

「地震による家具の転倒を防ぐには」（建設省、自治省消防庁、住宅・都市整備公団監修 家具の転倒防止対策に関する検討委員会）等のパンフレット等を周知し、自らできる地震対策の普及を図ります。

### 5 町内会等との連携

町内会や自主防災組織への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援をしていきます。また、地域の専門知識のある業者、建築設計業者と連携し耐震改修の促進を図ります。

### 6 安心して耐震診断及び改修を行うことができる環境整備

市民が安心して耐震診断や耐震改修を依頼できるように、耐震診断等相談窓口を設置しています。相談窓口やホームページでは、木造戸建て住宅の耐震化に関することや、簡易な耐震診断法の説明を受けられる体制を整備し、また、耐震化を行おうとする方に技術者等を探す参考資料として、木造住宅の耐震診断・改修講習会受講修了者名簿（秋田県）の情報提供を行い、耐震改修を実施しやすい環境整備に努めます。

— 資料編 —

◎ 関係法令等

- ・ 特定建築物となる危険物の数量一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- ・ 建築物用途分類表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

【特定建築物となる危険物の数量一覧】

i) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>
④ マッチ	300 マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く。）	2 万 m <sup>3</sup>
⑥ 圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>
⑦ 液化ガス	2,000 t

⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 劇物 200 t
---	---------------------

（※）マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で7,200個、約120kg

【建築物用途分類表】

分 類	用 途
学校等	学校（屋内運動場含む）、幼稚園
病院等	病院、診療所
集会場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂
店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル等	ホテル、旅館
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿
社会福祉施設等	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、保育所
公益上必要な建築物	消防庁舎、警察庁舎、その他の一般庁舎
その他	上記以外の用途